

ご 案 内

令和6年度

事業者様

静岡労働局長登録教習機関
一般社団法人 浜松労働基準協会

「保護具着用管理責任者講習」の開催について（追加開催）

令和4年の法改正により、化学物質の管理は、法令遵守型から自律的管理型へと移行することとなり、その自律的管理においては、化学物質管理責任者による対象物質のリスクアセスメントを中心とした管理体制とすることが求められています。そのリスクアセスメントに基づく措置として、有効な保護具を使用する場合には、保護具の選定や使用状況の確認などを職務とする保護具着用管理責任者の選任が令和6年4月より必要になりました。

保護具着用管理責任者は、衛生管理者や作業主任者などの一定の資格と知識を持つ者を選任することで足りませんが、そうした者から選任できない場合は「保護具の管理に関する教育を受講した者」から選任することが必要です。知識と経験を有する者も、この教育を受けることが望ましいとされています。

このたび、当協会では下記のとおり法令等に基づいた保護具の管理に関する教育として「保護具着用管理責任者講習」を開催いたしますのでご案内申し上げます。

記

1. 講習日時及び会場 ※都合により変更することがあります。

	第3回（追加開催）
場所：浜松労政会館 集合時間：8時50分	令和7年2月17日（月）

2. 受講料等（1名あたり）

	受講料（テキスト代含む）	消費税(10%)	合計
当協会員事業場	13,000円	1,300円	14,300円
非協会員事業場	15,000円	1,500円	16,500円

3. 申込みの方法

- 裏面受講申込書に所要事項をご記入の上、受講料等を添えて「一般社団法人 浜松労働基準協会」にお申込みいただき、引換えに受講券をお受け取りください。
※ 定員に達し次第締切らせていただきますので、お早めにお申込みください。
- 申込みの取消しは、開催日の7日前までに受講券と受講料等の領収書の返却があった場合に限って受講料等をお返しいたします。
また、受講者の変更につきましては、開催日の7日前までに、ご連絡ください。開催日の7日前までに受講者の変更についてご連絡がない場合は、変更することができませんし、受講料等の返金も致しませんので、予めご了承ください。
- 講習会は日本語のテキストに沿った講義を行いますので、これらに対応できる方を対象として受付けています。

4. 注意事項

講習会当日、遅刻の場合は失格となり、受講料等の返金もいたしませんのでご注意ください。
また、受講当日の昼食等による会場敷地内からの外出につきましては、事故防止及び安全管理上の観点から禁止しておりますので、予めご承知おきください。

